



第19回（令和7年度）

まちこうば

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」応募要領



葛飾区の製造事業者が生み出す優れた製品・部品や巧みな技術を募集します
皆さんの製品・技術を広めてみませんか

葛飾の町工場の素晴らしさやそこから生み出される製品・部品・技術の「すごさ」「魅力」を取引先だけでなく一般の消費者にも知ってもらうために、葛飾ブランド『葛飾町工場物語』を発信しています。

葛飾区の製造事業者から生み出される優れた製品・部品や製品価値を高める加工技術を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定し、それら製品等が持つ「すごさ」を生み出された背景やエピソードなどとともに、ストーリー性豊かにマンガや記事でわかりやすく紹介し、PRしています。

そこで、令和7年度葛飾ブランド「葛飾町工場物語」の認定にあたり、葛飾区の製造事業者が製造した製品・部品や巧みな技術を募集します。

●主催

葛飾区、東京商工会議所葛飾支部

●事業主旨

葛飾区の製造事業者が製造した優れた製品・部品や巧みな技術で、（１）秀逸な技術力（２）信頼性（３）物語性を有しているものを葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定します。

●応募対象製品

次のすべての条件を満たす製品・部品・技術（以下「製品等」とします）

- （１）葛飾区内に主たる事業所を有する製造事業者が国内で製造している製品等
- （２）認定時において製造販売・受注が可能な製品等
- （３）十分な安全性を有した製品等

次のような製品等をお待ちしています。

- ・デザイン性や市場性に優れた製品等
- ・素材の加工に高度な技術を有する製品等
- ・製造過程又は製造された背景に隠れたエピソードを有する製品等



※次のいずれかに該当する製品等は対象外とします。

- ア）生産の主体を外注委託しているもの
- イ）その他、主催者が本制度の趣旨にふさわしくないと認めるもの

●応募者資格

次のいずれかの要件を満たす製造事業者

(1) 区内に主たる事業所を有し、次の①又は②の要件を満たす事業者

① 区内で製造を行っている事業者

② 過去に製造拠点を区内に有しており、現在は区外へ製造部門のみを移転した事業者

(2) 前号の事業者を含み活動の拠点が区内にある団体

●応募期間

令和7年4月21日（月） ～ 令和7年5月30日（金）

●応募方法

次に掲げる書類を添えて、以下申込先へ持参もしくは郵送してください。

(1) 申請書（以下ホームページよりダウンロードできます。）

(2) 定款又は登記簿謄本の写し（個人事業者の場合は住民票の写し、団体である場合は、規約等組織の概要がわかる書類を追加添付）

(3) 前年度の法人住民税納税証明書（原本）、個人の場合は特別区民税納税証明書（原本）

(4) 企業（団体）概要（様式第2号）

(5) 審査に必要な参考資料（商品パンフレット、事業案内、製造拠点が区外の場合は過去に区内で製造していたことが分かる資料等）

※審査を行うにあたって製品等をお借りすることがあります。

※応募いただいた製品等について、工場等を後日調査させていただきます。

（調査に何う日時等は、別途ご連絡します。）

●製品等のブランド認定審査・選定方法

応募いただいた製品は、令和7年9月までに認定審査委員会で専門家による審査を行い、その後推進協議会にて5製品程度を認定します。なお、認定に際しては品質、性能、技術レベル、市場性、エピソード、安全性（PL保険加入等）のほか、本事業への積極的な参加の意欲についても考慮します。なお、調査等の関係で令和7年度に認定できない製品等については、継続して調査させていただく場合もあります。

●認定特典

・「葛飾町工場物語」ストーリーマンガ集を発行し、メディアへの広報、公式ホームページを通じて広く情報発信します。

・「葛飾町工場物語」のロゴマークの使用が認められます。

・「国際雑貨 EXP0」、「町工場見本市」などの展示会への出展、「葛飾区主催販売会」（年2回程度）、「葛飾区産業フェア」、「かつしかミライテラス」（年2回程度）など区が主催する展示即売会への無料出店、「葛飾ブランド認定者交流会」での他の企業との交流など、ビジネスチャンスを広げる機会が提供されます。

【今年度からの新規事業】

○自社製品のプロモーション手法習得に関する支援を受けることができます。

- ・デジタルマーケティングを始めとした自社製品プロモーションのためのセミナー受講
- ・自社に適したプレスリリース、SNS発信、スマートフォンを用いたPR動画制作を実践しながら習得



ストーリーマンガ集 (R 6)



認定品例 (R 6)



国際雑貨 EXPO の様子

●認定の有効期限及び再認定

認定の有効期限は、認定した日の属する年度を含めた4年度目の年度末です。

継続して認定を受けることもできます。その場合は、再認定の申請が必要です

●権利保護

権利保護の手続きが必要なものについては、応募者自身で権利保護の手続きをしてください。

●その他

令和7年度葛飾区産業フェア(10月中旬)における葛飾ブランド「葛飾町町工場物語」ブースにて、令和7年度新規認定企業のスペースを設けます。認定された場合には、可能な範囲でのブースへの常駐をおねがいたします。詳細は認定後、追って連絡いたします。



<申込・問合せ先>

葛飾区 産業観光部 商工振興課 工業振興係

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 2階

電話:03-3838-5587 FAX:03-3838-5551

東京商工会議所葛飾支部

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 3階

電話:03-3838-5656 FAX:03-3838-5657

<https://katsushika-brand.jp/>

公式HPのQRコード
はこちら

